ACSES ニュースレター_２１３３号（2021 年 6 月 29 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇事故、事件の続報
・パワハラ・不正支出など 34 件　旭川医大学長めぐり確認<新聞報道>
・東京女子医大「医師待遇の不利益変更」に募る疑念「時代の流れに逆行」厚労省検討会の構成員も指摘<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・病院のサイバー環境に脆弱さ　国の指針活用わずか 28%<Web 報道>
・運転記録装置、新車搭載を義務化へ…暴走事故の検証に活用<新聞報道>
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・災害時の感染対策、全国で　コロナ機に避難所改善の兆し<Web 報道>
・国の災害用備蓄食品の有効活用の取組について／国の災害用備蓄食品の有効活用について（関係府省庁申し合わせ）／申込に当たっての注意事項<厚生労働省
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 新しい生活様式における「熱中症予防行動のポイント」をまとめたリーフレットを更新しました<厚生労働省>
[4] 健康安全
◇熱中症の予防は牛乳とウォーキングで 目指すのは“血液量”の増加<放送報道>
[5] 医薬品
◇都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 262 号）<官報>
[6] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 263 号）<官報>
◇ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委員会・消費者庁告示第 2 号）<官報>
[7] 廃棄物関係
◇「令和 2 年度地方公共団体における食品ロス削減の取組状況について」公表しました。<消費者庁>
◇レジ袋、4 人に 3 人が辞退　有料化 1 年、広がり課題<Web 報道>
[8] 温暖化対策関係
◇気候と生物多様性の両輪で対策を　「自然や人に脅威」と指摘<Web 報道>
[9] 環境安全関係
◇木地山地熱発電所（仮称）設置計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について<環境省>
[10] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　２件　［公募結果、意見募集結果］　１件
[11] その他省庁発表　３件

屁糞葛（ヘクソカズラ）

[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　４件　　［開催記録、報告、資料等］　１件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：２件
[付録]
◇令和２年度「能力開発基本調査」の結果を公表します〈厚生労働省〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇事故、事件の続報

・パワハラ・不正支出など 34 件　旭川医大学長めぐり確認
＜朝日新聞　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6X5VYCP6XIIPE03P.html
　国立の旭川医科大学（北海道旭川市）で、吉田晃敏学長の解任を学長選考会議（議長=西川祐司・同大教授）が萩生田光一文部科学相に申し出た問題で、選考会議は 28 日、解任を申し出た具体的な理由を明らかにした。主な理由として、①新型コロナウイルス患者受け入れに関する不適切な言動②職員へのパワーハラスメントなど不適切な言動③執務時間中の飲酒など不適切な言動④公共の場での不適切な行為⑤業務委託費の不正支出、を挙げた。
　パワハラは 9 件、不正支出は 9 件・金額ベースで 693 万円が確認され、ほかの信用を害する行為などを合わせ、問題行為はのべ 34 件が確認されたという。
　吉田学長は今月 17 日に突然、文科相に辞表を提出。選考会議の議論について、代理人を通じたコメントで「解任という結論ありきで拙速だ」と批判していた。選考会議は学長の弁明や提出資料もふまえて事実認定をする予定だったが、学長は事情聴取が予定された 18 日の選考会議に出席しなかった。
　選考会議は、多数の問題が学…

・東京女子医大「医師待遇の不利益変更」に募る疑念 「時代の流れに逆行」厚労省検討会の構成員も指摘
＜東洋経済 ONLINE　2021 年 6 月 28 日＞　https://toyokeizai.net/articles/-/436996

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・病院のサイバー環境に脆弱さ　国の指針活用わずか 28%
＜共同通信　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.47news.jp/news/6433055.html
　日本の医療機関のうちサイバー環境に関する安全管理の厚生労働省ガイドラインを活用している施設は２８％に過ぎないことが日本医師会と医療機器センターの合同調査で分かった。行政の取り組みを知り、専任人材の確保と費用の手当てによりセキュリティーを高めるよう勧めている。

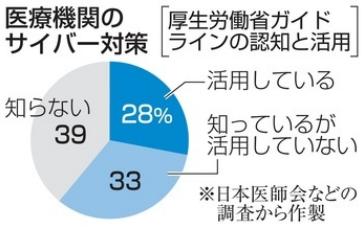

　全国から抽出した計１万の病院と診療所に「現状」「行政の取り組みの認知度」「リスク管理」「トラブルの発生状況」を尋ね、２９８９施設からの回答を日本医師会総合政策研究機構の坂口一樹、堤信之両主任研究員が集約、分析した。
　その結果、「院内のネットワーク構成の計画的見直し」をしているのは６％どまり。７割以上はサイバー攻撃

や不正アクセスの届け出先や相談窓口を知らなかった。

海外では不正アクセスで得た患者データを“人質”に身代金を要求する事件があり、日本でも電子カルテや手術に支障が出るケースがある。今回の回答には患者に直接的な危害があった事例はなかったが、個人情報入りのファクス誤送信（９％）、端末のウイルス感染（６％）、メモリー媒体の紛失・盗難（４％）などが起こっていた。

医療現場の要望としては「費用の公的支援」６１％、「自施設の対策レベルのチェック」５６％、「学べる場所」４４％など。研究チームは、医療安全の対策にある「起こった事象を分析して対策に反映するＰＤＣＡモデル」がサイバーセキュリティーにも有用だと指摘。手始めにガイドラインや届け出、相談の窓口を認知するよう勧めている。

長期的には、大病院では自前の人材育成を、中小では地域での人材のシェアを提案。それに必要な費用の公的に支える医療費や助成の政策が必要だと提言した。

・運転記録装置、新車搭載を義務化へ…暴走事故の検証に活用

＜読売新聞　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/economy/20210628-OYT1T50270/

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・災害時の感染対策、全国で　コロナ機に避難所改善の兆し

＜共同通信　2021 年 6 月 26 日＞　https://nordot.app/781493973777629184?c=39546741839462401

新型コロナウイルス感染が広がる中での災害に備え、避難所の感染防止やホテルへの分散避難などの対策について、47 都道府県と 20 政令指定都市の全てが取り組んでいることが 26 日、共同通信の調査で分かった。

避難者が寝起きする「段ボールベッド」の備蓄などが進み、多くの自治体が避難所環境は良くなったととらえていることも判明。「雑魚寝で劣悪」と長年指摘された避難所が、コロナ対応に迫られ、ようやく改善する兆しが見えてきた。

対策費として 85%の自治体は、国がコロナ対応で設けた臨時交付金を活用したと回答。約 20 の自治体が支援継続を求めた。財源確保が今後の課題となりそうだ。

・国の災害用備蓄食品の有効活用の取組について

＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6g3l1u6ziPpaTLBY

【取組概要】

厚生労働省では、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から災害用備蓄食品の役割を終えたものを有効に活用するため、フードバンク団体等（＊）への提供に取り組むことといたしました。

この度、提供を予定している食品は下記１のとおりですので、希望する団体等は下記２をご確認の上、ご連絡ください。

（＊）フードバンク団体等とは子どもの貧困対策、生活困窮者支援など生活に困難を抱えている方々に対し食料・食事の支援を行っている団体をいう。

１．提供可能となる食品に関する情報

https://www.mhlw.go.jp/content/10301000/000797882.pdf

２.申込方法等

（１）申込方法

次の申込様式に必要事項を記載の上、「１．提供可能となる食品に関する情報」に記載している申込期限までに以下宛先にメールにてお送りください。

申込先メールアドレス：kourou-kanri@mhlw.go.jp

申込様式

（２）申込に当たっての注意事項

申込に当たっては次の「申込に当たっての注意事項」を必ずご確認いただき、ご了解いただいた上でお申込

ください。

申込に当たっての注意事項

https://www.mhlw.go.jp/content/10301000/000797177.pdf

（３）提供先の決定等連絡

・提供する団体のみメールにてご連絡いたします。

・引渡の時期等については別途協議の上、決定します。

３．これまでの提供結果

※掲載情報はありません。

【参考】国の災害用備蓄食品の有効活用について（関係府省庁申し合わせ）

https://www.mhlw.go.jp/content/10301000/000797179.pdf

※農林水産省のホームページ「国の災害用備蓄食品の提供ポータルサイト」において各府省庁の情報を取りまとめて公表されています。

【国の災害用備蓄食品の提供ポータルサイト】

https://www.maff.go.jp/j/shokuan/recycle/syoku_loss/portal.html

（お問い合せ先）

厚生労働省大臣官房会計課管理室警備係

電話：０３－５２５３－１１１１（内線４７６９）

メールアドレス：kourou-kanri@mhlw.go.jp

・国の災害用備蓄食品の有効活用について（関係府省庁申し合わせ）

https://www.mhlw.go.jp/content/10301000/000797179.pdf

国の災害用備蓄食品の有効活用について

令和３年４月 21 日

関係府省庁申合せ

国の災害用備蓄食品については、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、以下の通り申し合わせることとする。

１．災害用備蓄食品については、今後とも、その取得目的等を踏まえ、合理的な時期に適切に入替えを行う。入替えにより、供用の必要がないものとして、不用決定を行った災害用備蓄食品については、必要な場合を除き、原則フードバンク団体等※への提供に取り組むこととし、その取扱いは以下の通りとする。

※ フードバンク団体等には、フードバンク団体*1 のほか、子ども食堂など、生活困窮者等に対し食料・食事の提供を行う団体を含む。

（１）これまでの各省庁等における売払手続の実績を勘案し、賞味期限までの期間が概ね２か月*2 以内の食品については、売り払うことができないものとして、提供の対象とする。

（２）賞味期限までの期間が概ね２か月超の食品については、適正な予定価格を設定し、オープンカウンター方式等により売払手続を行い、売り払うことができなかったものを提供の対象とする。

（３）賞味期限が近づいている場合や、賞味期限を過ぎたものを提供しようとする場合には、例えば、安心して食べきる目安となる期限の情報提供*3 を行うなど、円滑な提供に向けて配慮する。

２．災害用備蓄食品の提供に関する情報については、各府省庁において web サイトに掲載*4 のうえ、農林水産省においてポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表を行う。

３．まずは中央府省庁（外局を含み、東京都に所在する官署に限る。）で実施することとし、これら以外の地方支分部局、施設等機関等の官署についても可能なところから対応するなど、順次取組を拡大する。

なお、以上の申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後も必要に応じ見直しを行うものとする。

・申込に当たっての注意事項

https://www.mhlw.go.jp/content/10301000/000797177.pdf

申込に当たっては、以下について御確認いただき、御了解ください。
１ 食品の提供に関する合意事項について了承する。
２ 申込は1 箱単位とする。
３ 確実に食品として利用できる量を申し込む。万が一、食品として利用できない場合の処分は適切に行う。
４ 提供数を上回る申込があった場合には、以下の配分方法に基づいて配分する。
【配分方法】
申込量が全体量を上回る場合は、申込量の全体量に占める割合で配分（申込量を上限）することを基本として、調整する。
５ 提供する団体のみメールにてご連絡させていただきます。
６ 上記に定めのない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。
【食品の提供に関する合意事項】
１ 提供食品の提供
（１） 食品を提供する前に厚生労働省において備蓄食料としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供数量の調整を行う。
（２） 食品の提供を受けるフードバンク等は、厚生労働省と協議の上、提供食品の引渡し日時を決定し、当該日時に、中央合同庁舎第５号内での受け取り又は着払いでの受け取りを確実に行う。
２ 提供食品の品質管理
食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の品質が保持されるよう、以下の点を遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。
（１） 提供食品は賞味期限内に譲渡すること。
（２） 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有すること。
（３） 食品は床に直置きしないこととし、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
（４） 保管中に汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
（５） 食品を保管する施設の衛生管理を行うこと（定期的な清掃、採光、照明、換気等）
３ 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告
食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の取扱いに関する情報（譲渡年月日、譲渡先の名称、譲渡食品名、譲渡数量）を記録し、これを１年間保存する。
また、譲渡した際は速やかに、当該情報を所定の様式により厚生労働省に報告する。
４ 責任の所在
（１） 厚生労働省は、提供食品が食品の提供を受けるフードバンク等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従い適切に管理されていたことを保証する。引き渡し後については、食品の提供を受けたフードバンク等の責任において提供食品の品質管理を行う。
（２） 提供食品の譲渡後の事故の責任は、一切、厚生労働省に問わない。
５ 提供食品の譲渡先
食品の提供を受けたフードバンク等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を譲渡する。（賞味期限内に利用するよう指導すること。）
なお、食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡する前にやむを得ず提供食品を廃棄する場合は、適切に行う。
６ 誠実協議
本合意事項に記載がない事項又は本事項の解釈に疑義の生じた事項については、食品の提供を受けたフードバンク等と厚生労働省とで信義誠実のもとに協議の上、解決する。
７ 反社会勢力の排除等
食品の提供を受けたフードバンク等は、自己が現在また将来にわたって反社会勢力に該当しないこと、また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、厚生労働省の信用を毀損する行為を行わないことを約する。

****

[2] ［特集］新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wCew2MCAwc3xrhpY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9hH5yvKvlOZGUCxY
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6g3l1u6ziPpaQzBY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年６月 28 日版）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8hWC6vKy8__DnKhY

◇マスコミ報道　見出し

・変異ウイルス拡大のイギリス 一日の感染者２万超える
＜NHK　2021 年 6 月 29 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210629/k10013109131000.html
・インドで確認の変異ウイルス「デルタ株」 感染力は 1.95 倍と推定
＜NHK　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20210625a.html

・コロナウイルス 口の中で増殖 アメリカ研究チームが発表
＜FNN プライムオンライン　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/202239

・変異株に「アルファ」や「デルタ」…なぜギリシャ文字？
＜朝日新聞　2021 年 6 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6Q6V68P6BULBJ014.html
　英国の変異株は「アルファ」、インドの変異株は「デルタ」……。世界的に懸念される新型コロナウイルスの変異ウイルス（変異株）について、世界保健機関（WHO）が５月末、ギリシャ語のアルファベットで呼ぶようにすると発表した。なぜこんな呼び方になったのか。この呼び方は定着するのか。
　「汚名を着せることや差別につながることを避け、コミュニケーションしやすくするため、当局やメディアが新しいラベルを使うことを推奨する」
　WHO は５月 31 日付で、４種ある新型コロナウイルスの「懸念される変異株（VOC）」について、新たにギリシャ文字を使った呼び名をつけた。
　英国、南アフリカ、ブラジル、インドの各地で見つかった変異株が、それぞれ「アルファ」「ベータ」「ガンマ」「デルタ」となった。
WHO が新型コロナの変異株にギリシャ文字の呼び名をつけました。24 文字使い切ったらどうなるのでしょう？
記事後半では、エボラウイルス病やノロウイルスなど、ほかの感染症・ウイルスの名前にまつわるエピソードも紹介します。
「汚名」を着せられがちな名前
　WHO などの公的な文書では、変異株を名指しする際に、科学者の間で使われる「B.1.1.7」などの呼称が使われている。「B.1.1.7」は、英国の変異株だ。
　ただ、一般の人にとって、こういった呼称は難解で言いづらく、覚えにくい。
　報道などではわかりやすさのため、最初に変異株が見つかった国や地域を冠した呼び方がされていた。
　しかし、これは別の問題を生む。誤解や偏見だ。
　最初に見つかったからといって、その国で変異株が生まれたとは限らない。あたかもその国が発祥地のようにとらえられ、その国にルーツのある人が差別される懸念もある。
　「汚名」を着せられることを嫌がって、変異株を見つけた国などが発表を控えれば、世界的な対応の遅れにつながるおそれもある。

日本も採用　名前のつかない変異株も

WHO が変異株に呼び名をつけたのは、そういった悪影響をなくすためだ。

WHO の感染症専門家マリア・ファンケルクホーフェ氏はツイッターへの投稿で、「変異株を見つけ、報告することで、どの国も汚名を着せられるべきではありません」としている。

WHO の発表を受けて、日本…

[対策・予防]

◇省庁発表

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yTKtDcEgVLlz86xbY
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_wSbO_cWYo9FxaRtY
・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について
＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9hH5yvKvlOZGXqxY
・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System on COVID-19
＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wiXN_saboNJyathY
・「変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域について」「新型コロナウイルス変異株流行国・地域への新たな指定について 」を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7gkf1BshH1xLO_RY
・第 40 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和 3 年 6 月 23 日）の資料を掲載しました。
＜厚生労働省　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2j0r4C8VK2h_DsBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・職域接種に関するお知らせ
＜厚生労働省　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yi078D8FO3hvH1BY
・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-h0LwA81C0hfLqBY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yi260sqKy8f7o1BY

・ワクチン足りず、配送は目詰まり？「五月雨式だから…」
＜朝日新聞　2021 年 6 月 29 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP6X6R5NP6XULFA020.html?iref=comtop_7_03

・ファイザーとアストラゼネカ、違うワクチン組み合わせで強い免疫反応
＜Bloomberg　2021 年 6 月 29 日＞
https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2021-06-28/QVF35HT1UM0Z01

・**ワクチン副反応の備え？解熱剤が品薄　品切れの薬に「共通点」あり**
＜J-CAST　2021 年 6 月 21 日＞　https://www.j-cast.com/trend/2021/06/21414282.html?p=all

・“飲食店に行く前にコロナ検査”　新宿・歌舞伎町で実証実験へ
＜NHK　2021 年 6 月 29 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210629/1000066425.html

・モデルナワクチンの特徴は？　高い有効性、腫れる場合も

＜朝日新聞　2021 年 6 月 28 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP6S5QWTP6QULBJ01C.html?iref=comtop_7_03
　新型コロナウイルスワクチンの職場や大学での接種が本格的に始まった。いま使われているワクチンは、米モデルナ製だ。米ファイザー製と同様に、高い有効性が報告されている。安全面でも大きな問題は指摘されていない。どんなワクチンなのか。
　最終段階の臨床試験（治験）によると、2 回目の接種から 2 週間たってからのワクチンの発症予防効果は 94・1%だった。接種していない場合と比べ、発症するリスクが約 17 分の 1 に減った計算になる。
　世界保健機関（WHO）のまとめでは、このワクチンがウイルスを無力化（中和）する能力への影響は、英国で見つかった変異株（アルファ株）では「低下なし〜微減」としている。インドで見つかった変異株（デルタ株）についてはわかっていない。
　一方、副反応としては、日本人を対象にした治験で、接種部位の痛み（1 回目 82.7%、2 回目 85.0%）や頭痛（同 13.3%、同 47.6%）、疲労（同 18.7%、同 63.3%）、筋肉痛（同 37.3%、同 49.7%）などが挙げられている。いずれも接種後 1〜2 日後に現れて、数日続くという。
　特徴的なのは、接種から 1 週間ほどたった後でも、接種した場所が腫れる反応があることだ。米国では「モデルナ・アーム」などと呼ばれることもある。
　1 回目の接種後、1%ほどの人にみられ、直径 10 センチ以上の範囲に出ることもあるという。アレルギー反応の一種と考えられ、1 回目でこの反応が出ても、2 回目を受けることはできる。
　頻度はまれだが重大な副反応として、「アナフィラキシー」も報告されている。症状が出ても、アドレナリン製剤を注射することで治療できる。
　予防接種に詳しい川崎医科大の中野貴司教授（小児科）は、「アナフィラキシーが起きたときは、点滴を用意したり、必要なら救急車を呼んだりと、とにかく人を集めることが大切。対処が遅れれば命にかかわることもある。万一に備えた救護態勢を確認してほしい」と話す。

・モデルナ ワクチン接種後の症状 “ピークは翌日” 国の研究班が公表
＜NHK　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20210628a.html
モデルナの新型コロナウイルスのワクチンについて、接種後の症状が公表されました。厚生労働省の研究班によりますと、モデルナのワクチンの 1 回目の接種を受けた自衛隊員 1400 人余りについて接種後の症状を分析したところ、接種から 2 日後にかけて痛みや発熱などを訴える人が目立ち、ピークは翌日だったということです。詳細な情報です。―略―

・コロナ感染経験者、ワクチン必要？　専門家「抗体増へ接種を」―１回でも効果十分か
＜時事ドットコム　2021 年 6 月 27 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021062600352&g=soc
　新型コロナウイルス感染者の国内初確認から約１年半がたち、累計感染者は８０万人に迫る。回復後、再感染を防ぐ中和抗体が体内にできるとされる感染経験者は、ワクチンを接種する必要があるのだろうか。専門家は「抗体量を増やすため、油断せずに接種を受けて」と呼び掛ける。
　横浜市立大の研究チームは、自然感染して回復した２５０人を調査。その結果、従来株に対して十分な量の中和抗体を持つ割合は感染半年後が９８％、１年後は９７％だったが、変異株では減ることが分かった。
　長崎大の柳原克紀教授らの研究では、感染経験者の体内にはある程度の量の抗体があるが、米ファイザー製ワクチンを１回接種すると感染未経験者の２回接種時とほぼ同じ十分な量の抗体ができた。これらの結果も踏まえ、同大の森内浩幸教授は「感染経験者もワクチンを接種する必要がある」と指摘する。
　森内教授は、感染経験者は接種が１回でも２回でも抗体量に大差がないとして「１回の接種で十分だと思う。ワクチンの配分量によっては、感染経験者は２回目を受けずに他の人に回す方法もあり得る」と話す。接種の時機は回復直後でなく、ワクチン接種間隔と同様に３〜４週間空けるのが免疫反応を強めるのに有効とする。
　副反応はどうか。ファイザー製ワクチンでは、２回目の方が１回目よりも頻度が高い傾向がある。森内教授は「痛みやかゆみなどは、ワクチン内の遺伝物質が体内で作る新型コロナのたんぱく質への反応ではなく、異物に対する自然免疫としての反応」とした上で、「現時点では、感染経験者の副反応頻度が極端に高くなるとは考えら

れない」と分析する。自然感染によりできた抗体がワクチン成分に影響を与える心配もない。
厚生労働省は「再感染の恐れもあり、感染経験者も接種できる。１回の接種で十分な効果が得られるか分からず、現時点では通常通り２回接種することになる」としている。

・全国で相次ぐプラグ抜け　ワクチン冷蔵庫、廃棄原因に―ネットで呼び掛けも
＜時事ドットコム　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021062700226&g=soc
新型コロナウイルスワクチンを保管する冷凍庫や冷蔵庫の電源プラグがコンセントから抜ける事故が５月下旬以降、各地で相次いでいる。多くの自治体は「原因は不明」と説明し、ワクチンの廃棄を余儀なくされるなどの影響が出ている。インターネット交流サイト（ＳＮＳ）には「プラグを抜こう」と呼び掛ける投稿もあるが、関係性は分かっていない。
「特に不審な点がなく不思議だ」。大阪府寝屋川市の担当者はこうつぶやく。市内の集団接種会場では１９日、ワクチンを保管する冷凍庫のプラグが抜けているのが見つかり、ワクチン５１０回分を廃棄した。現場責任者は前日、会場施錠時に電源を確認し、問題はなかったという。市は府警に相談したが、夜間に何者かが侵入した形跡を確認できず、事件性は低いと判断された。
兵庫県芦屋市でも２５日朝、プラグ抜けが見つかった。２４日夕、職員が冷蔵庫を設置した部屋に施錠。帰宅時に異常はなかった。プラグは外れないようにテープで固定されていたといい、同市は「(職員らが) 誤って抜いたとは確認されていない。原因は分からない」と説明している。
プラグが抜ける事案は神戸市や兵庫県猪名川町、横浜市、千葉県市原市や埼玉県川越市、島根県大田市でも発生。計約２１００回分のワクチンが廃棄を余儀なくされた。
原因について大田市の担当者は「職員がコードを踏んで外れた可能性はある」と推測する。ただ、ワクチン保管用冷蔵庫メーカーの担当者は「足を引っ掛けたり意図的に抜いたりしない限り、通常、プラグがコンセントから外れることはない。自然に抜けたとも考えづらい」と首をかしげる。
一方、ツイッター上では５月下旬ごろから「プラグを抜こう」というハッシュタグ（検索用の目印）付きの投稿が広がる。
今月１６日には、ワクチンの危険性を訴える政治団体の党首を名乗るアカウントが、大田市の事例を報じたニュースを引用。「ありがとう。＃プラグを抜こう」とツイートした。党首は取材に対し、「アカウントが私のものか言う必要はない。投稿を見たことはある」と話している。

◇大学等関係
・四天王寺大、学生へ 100 円夕食　コロナ禍受け支援
＜共同通信　2021 年 6 月 29 日＞　https://nordot.app/782389815748296704?c=39546741839462401

◇マスコミ報道　見出し
・新型コロナ感染による死亡者、99.2 パーセントはワクチン未接種
＜RollingStones Japan　2021 年 6 月 28 日＞
https://rollingstonejapan.com/articles/detail/36101

・EU マスク着用義務 緩和相次ぐも…「デルタ株」への警戒強まる
＜NHK　2021 年 6 月 28 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210628/k10013107171000.html?utm_int=detail_contents_news-related_007
****
[3] 新しい生活様式における「熱中症予防行動のポイント」をまとめたリーフレットを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7Avj0Oi1jvxcRHZY
＜「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント＞
新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」として、一人ひとりが感染防止の３つの基本

である１．身体的距離の確保、２．マスクの着用、３．手洗いや、「３密（密集、密接、密閉)」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

これから、夏を迎えるにあたり、皆様には、例年よりもいっそう熱中症にもご注意いただきたく、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」における熱中症予防のポイントをまとめました。

（1）　マスクの着用について

マスクは飛沫の拡散予防に有効で、「新しい生活様式」でも一人ひとりの方の基本的な感染対策として着用をお願いしています。ただし、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがあります。

したがって、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がけましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、マスクを一時的にはずして休憩することも必要です。

外出時は暑い日や時間帯を避け、涼しい服装を心がけましょう。

（2）　エアコンの使用について

熱中症予防のためにはエアコンの活用が有効です。ただし、一般的な家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで換気を行っていません。新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなりがちなので、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしましょう。

（3）　涼しい場所への移動について

少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所に移動することが、熱中症予防に有効です。一方で、人数制限等により屋内の店舗等にすぐに入ることができない場合もあると思います。その際は、屋外でも日陰や風通しの良い場所に移動してください。

（4）　日頃の健康管理について

「新しい生活様式」では、毎朝など、定時の体温測定、健康チェックをお願いしています。これらは、熱中症予防にも有効です。平熱を知っておくことで、発熱に早く気づくこともできます。日ごろからご自身の身体を知り、健康管理を充実させてください。また、体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養するようにしましょう。

※令和３年度に必要な熱中症予防行動について、環境省と厚生労働省において資料を作成いたしましたので、ご活用ください。

令和３年度の熱中症予防行動（リーフレット）(※画像をクリックすると PDF をダウンロードできます)

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000798079.pdf

TikTok 防災特設ページにおいて、熱中症予防に係る啓発動画（厚生労働省監修）を公開しています。外部サイトに移行します。(※インターネットブラウザでも視聴可能です)

・新しい生活様式 における「熱中症予防行動」のポイント

(動画)

https://activity.tiktok.com/magic/page/ejs/5e8223441d9518024fb56f2a?appType=aweme&iid=6803529277120890625&u_code=D8F5IIM:G0FKK7)

（参考）新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました

＜「新しい生活様式」の実践例＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

〇新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言（５月４日）を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例をお示しします。

〇以下の例を参考に、ご自身や、周りの方、そして地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において、ご自身の生活に合った「新しい生活様式」を実践していただければ幸いです。

※ 感染状況の変化を踏まえ、専門家会議の構成員にも確認いただき、６月19日に一部の記載を変更しました。

****

[4] *健康安全*

◇熱中症の予防は牛乳とウォーキングで 目指すのは“血液量”の増加

＜NHK　2021 年 6 月 24 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/ohayo/20210624c.html

****

[5] *医薬品等*

◇都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 262 号）

［官報］ 令和 3 年 6 月 28 日　号外　第 144 号　14～16 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210628/20210628g00144/20210628g001440014f.html

○厚生労働省告示第 262 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品（平成六年厚生省告示第百九十四号）の一部を次の表のように改正し、令和三年七月一日から適用する。

令和 3 年 6 月 28 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一～四　　（略） 五　薬用歯みがき類（ブラッシングにより歯を磨くこと又は洗口することを目的として製造された口腔用の外用剤） イ　有効成分の種類 ⑴　ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの（⑵に掲げるものを除く。） （略） ⑵　口に含みすすいで、吐き出した後ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの含有する有効成分の種類は、別表第五の二の中欄に掲げるものとする。 ⑶　洗口することを目的とするもの含有する有効成分の種類は、別表第五の三の中欄に掲げるものとする。 ロ　有効成分の配合割合 ⑴　ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの（⑵に掲げるものを除く。） （略） ⑵　口に含みすすいで、吐き出した後ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの 別表第六の二の上欄に掲げる効能及び効果については、それぞれ同表の下欄に掲げる有効成分をいずれか一種以上配合していること。 ⑶　洗口することを目的とするもの 別表第五の三の中欄に掲げる有効成分を一種のみ配合していること。 ハ　有効成分の分量 ⑴　有効成分の分量は、別表第五から別表第五の三	一～四　　（略） 五　薬用歯みがき類（ブラッシングにより歯を磨くこと又は洗口することを目的として製造された口腔用の外用剤） イ　有効成分の種類 ⑴　ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの （略） （新設） ⑵　洗口することを目的とするもの含有する有効成分の種類は、別表第五の三の中欄に掲げるものとする。 ロ　有効成分の配合割合 ⑴　ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの（⑵に掲げるものを除く。） （略） （新設） ⑵　洗口することを目的とするもの 別表第五の二の中欄に掲げる有効成分を一種のみ配合していること。 ハ　有効成分の分量 ⑴　有効成分の分量は、別表第五及び別表第五の

までの中欄に掲げる有効成分ごとに、各表の下欄に掲げる配合量の範囲とする。	二までの中欄に掲げる有効成分ごとに、各表の下欄に掲げる配合量の範囲とする。
⑵　（略）	⑵　（略）
ニ　用法	ニ　用法
⑴　ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの（⑵に掲げるものを除く。） （略）	⑴　ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの （略）
⑵　口に含みすすいで、吐き出した後ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの 適量を口に含みすすいで、吐き出した後、歯を磨くものとする。	（新設）
⑶　（略）	⑵　（略）
ホ　効能及び効果	ホ　効能及び効果
⑴　ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの（⑵に掲げるものを除く。） 効能及び効果の範囲は、歯周炎（歯槽膿漏）の予防、歯肉（齦）炎の予防、歯石の形成及び沈着を防ぐこと、むし歯の発生及び進行の予防、口臭又はその発生の防止、タバコのやに除去、歯がしみるのを防ぐこと、歯を白くすること、口中を浄化すること、口中を爽快にすること並びにむし歯を防ぐこととする。	⑴　ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの 効能及び効果の範囲は、歯周炎（歯槽膿漏）の予防、歯肉（齦）炎の予防、歯石の沈着を防ぐこと、むし歯の発生及び進行の予防、口臭の防止、タバコのやに除去、歯がしみるのを防ぐこと、歯を白くすること、口中を浄化すること、口中を爽快にすること並びにむし歯を防ぐこととする。
⑵　口に含みすすいで、吐き出した後ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの 効能及び効果の範囲は、歯周炎（歯槽膿漏）の予防、歯肉（齦）炎の予防、むし歯の発生及び進行の予防、口臭又はその発生の防止、歯を白くすること、口中を浄化すること、口中を爽快にすること並びにむし歯を防ぐこととする。	（新設）
⑶　洗口することを目的とするもの 効能及び効果の範囲は、口臭又はその発生の防止、口中を浄化すること及び口中を爽快にすることとする。	⑵　洗口することを目的とするもの 効能及び効果の範囲は、口臭の防止、口中を浄化すること及び口中を爽快にすることとする。
六～十五　（略）	六～十五　（略）
別表第一	**別表第一**
一～四十五　（略）	一～四十五　（略）
四十六　香料	（新設）
四十七～七十五　（略）	四十六～七十四　（略）
七十六　炭酸カルシウム	七十五　炭酸カルシウム
七十七～百四十九　（略）	七十五～百四十七　（略）
別表第五　（略）	**別表第五**　（略）
別表第五の二	（新設）

区分		有効成分名	配合量の範囲(%)
Ⅰ	A項	グリチルリチン酸ジカリウム	○・○一五以上○・二四以下

	B項		
Ⅱ	A項	塩化セチルピリジニウム	○・○五
Ⅲ	A項	酢酸僅－ａ－トコフェロール 二コチン酸僅－ａ－トコフェロール	○・○五以上一・○以下 ○・二

別表第五の三　（略）

別表第六

（略）	（略）
歯石の形成及び沈着を防ぐこと	表のⅣに掲げる有効成分
（略）	（略）
口臭又はその発生の防止	表のⅠからⅢまで、Ⅳの項又はⅦのＡ項からＣ項で若しくはＥ項に掲げる有効成分
（略）	（略）

別表第六の二

歯周炎（歯槽膿漏）の予防	別表第五の二（以下この表において［表］という。）のⅠ又はⅢに掲げる有効成分
歯肉（顫）炎の予防	表のⅠからⅢまでに掲げる有効成分
むし歯の発生及び進行の予防	表のⅡに掲げる有効成分
口臭又はその発生の防止	表の１からⅢまでに掲げる有効成分

別表第五の二　（略）

別表第六

（略）	（略）
歯石の沈着を防ぐこと	表のⅣに掲げる有効成分
（略）	（略）
口臭の防止	表のⅠからⅢまで、ⅣのＡ項又はⅦのＡ項からＣ項まで若しくはＥ項に掲げる有効成分
（略）	（略）

（新設）

****

［6］*食品安全衛生関係*

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 263 号）

［官報］　令和３年６月 29 日　号外　第 145 号　18～19 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210629/20210629g00145/20210629g001450018f.html

○厚生労働省告示第 263 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年６月 29 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第１　食品 Ａ～Ｃ　（略） Ｄ　各条 ○　清涼飲料水	第１　食品 Ａ～Ｃ　（略） Ｄ　各条 ○　清涼飲料水

１　清涼飲料水の成分規格

⑴　（略）

⑵　個別規格

１．ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの

ａ　次の表の第１欄に掲げる事項につき同表の第２欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第１欄	第２欄
（略）	
六価クロム	0.02mg/１以下であること。
（略）	

ｂ　（略）

２．ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの

次の表の第１欄に掲げる事項につき同表の第２欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第１欄	第２欄
（略）	
六価クロム	0.02mg/１以下であること。
（略）	
塩素酸	（略）
クロロ酢酸	0.02mg/１以下であること。
（略）	
1，2－ジクロロエタン	（略）
ジクロロ酢酸	0.02mg/１以下であること。
（略）	
トリクロロエチレン	（略）
トリクロロ酢酸	0.03mg/１以下であること。
トルエン	（略）
フタル酸ジ（２－エチルヘキシル）	0.07mg/１以下であること。
（略）	

3.　（略）

１　清涼飲料水の成分規格

⑴　（略）

⑵　個別規格

１．ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの

ａ　次の表の第１欄に掲げる事項につき同表の第２欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第１欄	第２欄
（略）	
六価クロム	0.05mg/１以下であること。
（略）	

ｂ　（略）

２．ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの

次の表の第１欄に掲げる事項につき同表の第２欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第１欄	第２欄
（略）	
六価クロム	0.05mg/１以下であること。
（略）	
塩素酸	（略）
（新設）	
（略）	
1，2－ジクロロエタン	（略）
（新設）	
（略）	
トリクロロエチレン	（略）
（新設）	
トルエン	（略）
（新設）	
（略）	

3.　（略）

附　則

（経過措置）

１　ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行うもののうちクロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びフタル酸ジ（２－エチルヘキシル）の成分規格については、この告示の日から起算して六ヶ月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、この告示による改正後の規定は、適用しない。

２　ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもののうち六価クロムの成分規格については、この告示の日から起算して六ヶ月を経過する日以前に製造

され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

◇ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委員会・消費者庁告示第２号）

［官報］ 令和３年６月 29 日　号外　第 145 号　2～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210629/20210629g00145/20210629g001450002f.html

○公正取引委員会・消費者庁告示第２号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第三十五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和３年６月 29 日　　公正取引委員会委員長　古谷　一之

消費者庁長官　伊藤　明子

一　ハム・ソーセージ類公正取引協議会（会長　柴山　育朗）の申請に係るハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和三年六月二日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

ハム・ソーセージ類の製造、加工販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分か存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（定義） **第２条**　この規約で「ハム・ソーセージ類」とは、ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるものであって、<u>容器包装（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第４条第５項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）</u>に密封されたものをいう。	（定義） **第２条**　この規約で「ハム・ソーセージ類」とは、ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるものであって、<u>容器又は包装</u>に密封されたものをいう。
２　この規約で「事業者」とは、<u>食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第２条第３項で定める「食品関連事業者等」のうち</u>、ハム・ソーセージ類を製造<u>、加工</u>して販売する者、ハム・ソーセージ類に自己の商標又は名称を表示して販売する者及びハム・ソーセージ類を輸入して販売する者をいう。	２　この規約で「事業者」とは、ハム・ソーセージ類を製造して販売する<u>事業者</u>、ハム・ソーセージ類に自己の商標又は名称を表示して販売する<u>事業者</u>及びハム・ソーセージ類を輸入して販売する<u>事業者</u>をいう。
３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するハム・ソーセ	３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するハム・ソーセ

ージ類に関する事項について行う広告その他の表示であって、次の各号に掲げるものをいう。 ⑴　ハム・ソーセージ類の容器包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものによる広告その他の表示 ⑶～⑸　　（略） （必要表示事項） **第３条**　事業者は、ハム・ソーセージ類の容器包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑶　　（略） ⑷　原料原産地名 ⑸　　（略） ⑹　　（略） ⑺　　（略） ⑻　　（略） ⑼　　（略） ⑽　　（略） ⑾　　（略） ⑿　　（略） ２　次に掲げる事項にあっては、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。 ⑴　アレルゲン ⑵　Ｌ－フェニルアラニン化合物を含む旨 ３　前２項に定めるもののほか、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）により表示が必要な事項については食品表示基準に基づいて表示すること。 （特定事項の表示基準） **第４条**　事業者はハム・ソーセージ類について、次の各号に掲げる表示をする場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　使用した原料肉を強調する表示 ア　　（略） イ　原料肉（原料畜肉類又は原料臓器類）について、特色のあるものである旨を表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。 ⑵　原産国が誤認されるおそれがある国産品の表示 原産国について誤認されるおそれがある国産品にあっては、施行規則で定める基準により表示するものとする。 ⑶　　（略） ⑷　　（略）	ージ類に関する事項について行う広告その他の表示であって、次の各号に掲げるものをいう。 ⑴　ハム・ソーセージ類の容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものによる広告その他の表示 ⑶～⑸　　（略） （必要表示事項） **第３条**　事業者は、ハム・ソーセージ類の容器又は包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑶　　（略） ⑷　　（略） ⑸　　（略） ⑹　　（略） ⑺　　（略） ⑻　　（略） ⑼　　（略） ⑽　　（略） ⑾　　（略） ２　原産国について誤認されるおそれがある国産品にあっては、施行規則で定める基準により表示するものとする。 （特定事項の表示基準） **第４条**　事業者はハム・ソーセージ類について、次の各号に掲げる表示をする場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　使用した原料肉を強調する表示 ア　　（略） イ　原料について、特定の品種、産地等の原料肉を使用している旨表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。 ⑵　　（略） ⑶　　（略）

⑸　ある種の原材料又は添加物を使用していない旨の表示 　ハム・ソーセージ類に、ある種の原材料又は添加物を使用していない旨（「無添加」、「不使用」等）を表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。	⑷　ハム・ソーセージ類に、ある種の原材料又は添加物を使用していない旨（「無添加」、「不使用」等）の表示をする場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。
⑹　特定の製法又は風味の表示 　ハム・ソーセージ類の製法又は風味について、特定の製法又は風味を表示する場合は、それぞれの特徴を説明文等により表示しなければならない。	⑸　ハム・ソーセージ類の製法又は風味について、特定の製法又は風味を表示する場合は、それぞれの特徴を説明文等により表示しなければならない。
⑺　栄養成分の表示 　栄養成分の表示（第３条第１項第 11 号に掲げるものを除く。）は、施行規則で定める基準により表示するものとする。	
⑻　栄養機能食品である旨の表示 　栄養機能食品である旨を表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。	
⑼　特定保健用食品である旨の表示 　特定保健用食品である旨を表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。	
⑽　機能性表示食品である旨の表示 　機能性表示食品である旨を表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。	
⑾　原料由来の異物混入の可能性等の説明表示 　食品衛生法違反ではない原料由来の異物混入の可能性及び製造上起こり得る現象等についての説明を表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するもとする。	
（不当表示の禁止） **第５条**　事業者は、ハム・ソーセージ類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。	（不当表示の禁止） **第５条**　事業者は、ハム・ソーセージ類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
⑴　第２条第１項に基づき施行規則で規定する定義に合致しない内容の製品について、あたかも定義に合致する製品であるかのように誤認されるおそれがある表示	⑴　第２条第１項に規定する定義に合致しない内容の製品について、それぞれそれらであるかのように誤認されるおそれがある表示
⑵　前条第３号で定める基準に合致しない内容の製品について、手造り、手造り風であると誤認されるおそれがある表示	⑵　前条第２号で定める基準に合致しない内容の製品について、手造り、手造り風であると誤認されるおそれがある表示
⑶～⑸　（略）	⑶～⑸　（略）
⑹　品評会等で受賞したものであるかのように又は官公庁が推奨しているかのように誤認させる表示	⑹　賞でないものについて、賞であるかのように誤認されるおそれがある表示
⑺～⑽　（略）	⑺～⑽　（略）

附　則

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行

する。

二　この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。

三　原料原産地名に関する事項及び第四条第一号イに規定する事項のうち、施行日から令和四年三月三十一日までに製造され、又は加工されるハム・ソーセージ類に係る表示については、なお従前の例によることができる。

****

[7] ***廃棄物関係***

◇「令和２年度地方公共団体における食品ロス削減の取組状況について」公表しました。

＜消費者庁　2021 年 6 月 28 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/#investigation

---

◇レジ袋、4 人に 3 人が辞退　　有料化 1 年、広がり課題

＜共同通信　2021 年 6 月 28 日＞　https://nordot.app/782144760750800896?c=39546741839462401

政府がプラスチック製レジ袋の有料化を全国の小売店に義務付けてから 7 月 1 日で 1 年を迎える。マイバッグ持参が浸透してきたスーパーとは異なるコンビニでの取り組みが期待され、実際に客の 4 人に 3 人が袋を辞退する効果が出ている。環境保全へ一歩前進だが、もともとプラごみ全体に占める割合はわずかで削減効果は限定的だ。他のプラ製品も含めた対策の広がりや消費者の関心の高まりが課題となる。

日本経済総合研究センターによると、レジ袋の需要は近年伸び、2019 年は約 19 万 7 千トンだったが、20 年は 19 年比 36%減の 12 万 6 千トンに縮小した。

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇気候と生物多様性の両輪で対策を　「自然や人に脅威」と指摘

＜共同通信　2021 年 6 月 29 日＞　https://nordot.app/782390272725303296?c=39546741839462401

****

[9] ***環境安全関係***

◇木地山地熱発電所（仮称）設置計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/109737.html

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度環境技術実証事業における実証機関の選定について

＜環境省　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/109714.html

---

◇「基礎研究医養成活性化プログラム（令和３年度選定）」の選定結果

＜文部科学省　2021 年 6 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af44ac2yfu8qnjb0

[調査結果]

◇令和２年度能力開発基本調査の結果について

＜厚生労働省　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2j2qwtqa29frtcBY

****

[11] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十三条第一項の規定に基づく品種登録出願の公表及び同法第二十一条の二第三項の規定に基づく輸出する行為に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1086 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 29 日　本紙　第 523 号　4～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210629/20210629h00523/20210629h005230004f.html

---

◇出願公表後に名称変更がなされた件（農林水産省告示第1087号）

［官報］ 令和3年6月29日 本紙 第523号 6頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210629/20210629h00523/20210629h005230006f.html

---

◇第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（審議まとめ）

＜文部科学省 2021年6月28日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/af44ac2yfu8qnjbL

［概要］ https://www.mext.go.jp/content/20210624_mxt_hojinka_000016041_1.pdf

［本文］ https://www.mext.go.jp/content/20210624_mxt_hojinka_000016041_2.pdf

参考資料編 https://www.mext.go.jp/content/20210624_mxt_hojinka_000016041_3.pdf

****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・肥料制度の見直しに係るオンライン説明会の開催について 7月29日

＜農林水産省 2021年6月28日＞ https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/210628.html

第1部

(1)肥料法の概要

(2)新たな配合ルール（令和2年12月施行）

(3)表示ルールの見直し（令和2年12月施行）

第2部

(4)ウェブ表示の運用方法（令和3年6月運用開始予定）

(5)普通肥料の公定規格の改正（令和3年12月施行予定）

(6)原料管理制度と帳簿の備付け（令和3年12月施行予定）

(7)その他

注）必要に応じて、第1部のみや第2部のみなどの参加をお願いします。

・ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループ（第4回）を開催します 6月29日

＜経済産業省 2021年6月28日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210628008/20210628008.html?from=mj

ALPS処理水の海洋放出により、風評等の影響を受ける可能性のある方々から、①基本方針の決定後に生じた状況、今後見込まれる状況を確認し、②必要と考える対策についての意見を聴取し、政策に反映することを目的としたワーキンググループを設置し、6月29日に第4回を開催します。

・令和3年度 日本学術振興会の評価等に関する有識者会合（第1回）の開催について 7月5日

＜文部科学省 2021年6月28日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/af44ac2yfu8qnjbJ

1. 今年度の有識者会合の運営について
2. 評価項目・分担について
3. 令和2年度業務実績に係る自己評価について
4. その他

・商船系大学における海事人材育成に関する懇談会（第1回）の開催について 7月2日

＜文部科学省 2021年6月28日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/af44ac2yfu8qnjbN

1. 議事運営等について
2. 商船系大学における海事人材育成について
3. その他

[開催記録、報告、資料等]

・第５４回厚生科学審議会感染症部会（持ち回り）を開催しました ６月２５日

＜厚生労働省 2021年6月28日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yi260sqKy8f7pNBY

（１）短期滞在入国者等の感染症法上の入院医療費の自己負担について
（２）新型コロナウイルス感染症対策を行うに当たっての入管法に基づく通報義務の取扱いについて
（３）入国者の出国前検査における検体について
（４）「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」等を踏まえた狂犬病予防法上の事務の見直しについて
****

[13] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・ＲＳウイルス感染急拡大　乳幼児に肺炎、５月の２．６倍―感染研
＜時事ドットコム　2021年6月28日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021062700248&g=soc
乳幼児に肺炎を引き起こす恐れがあるＲＳウイルス感染症患者の報告数が急増している。国立感染症研究所によると、例年は秋や冬に流行するが、今年は現在の調査手法を採用した２０１８年以降では最多ペースで推移する。新型コロナウイルスへの感染対策が進み多くの感染症が減少する中、なぜ増加しているかは不明という。
　感染研によると、全国約３０００の小児科医療機関からの報告数は、今月７～１３日の１週間では１機関当たり２．６２人。５週連続の増加で、５月中旬の約２．６倍。鳥取を除く４６都道府県から報告があり、特に福井（１３．１７人）、山口（９．４１人）、富山（７．６６人）などで多い。
　ＲＳウイルスは、せきやくしゃみなどからうつり、２歳までにほぼ全員が感染するが、ほとんどは軽症で済む。発熱や鼻水などの症状があり、乳幼児の肺炎の約５０％はＲＳウイルスが原因という。生後６カ月以下の赤ちゃんや心疾患がある場合は重症化リスクが高い。
　例年は秋から冬に流行するが、今年は既に１８年のピーク（１機関当たり２．４６人）を超えている。新型コロナの感染拡大が始まった２０年は、１年を通じて感染者が少なかった。今年の増加と新型コロナとの関連は不明だが、感染研は「マスクの使用や手洗いの徹底などに努めてほしい」と呼び掛けている。

・家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第41号）
　　［官報］　令和3年6月29日　号外　第145号　2頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210629/20210629g00145/20210629g001450002f.html
----

・ポリオ根絶の足踏み懸念　コロナで国際支援に不安　ワクチンの役割大きく
＜共同通信　2021年6月29日＞　https://www.47news.jp/news/6433030.html
　新型コロナウイルスが世界を席巻する中、根絶まであと一歩のところで足踏みしている感染症がある。子どもを中心に手足のまひを引き起こす「ポリオ」だ。アフガニスタンとパキスタンなどの発展途上国で制圧に向けたワクチン接種が続く。ただ先進国がコロナ対策に躍起になるあまり、途上国への支援が弱まって再びポリオが勢いを取り戻す懸念も出ている。
　▽小児まひ
　人類とポリオの付き合いは長い。古代エジプトの壁画や日本の縄文時代の人骨にも症状の痕跡が残る。
　原因となるポリオウイルスは口から入って腸などで増え、便に排出されて水や食物を通じて感染を広げる。多くは無症状だが風邪に似た症状が出ることがあり、２００人に１人に手足のまひが起きる。呼吸困難で死亡する場合もあり、後遺症に苦しむ人もいる。子どもに多く「小児まひ」とも呼ばれる。
　２０世紀には世界中で流行が起きた。米国では１９５２年に６万人近い患者が出て３千人超が死亡。国民に恐怖が広がりプールや映画館が閉鎖された。日本でも終戦後にたびたび流行し、６０年には大きな流行が起きて全国で６千人以上の患者が出た。
　予防のためのワクチンが登場したのは５５年。米国で接種が始まり、改良されながら世界に広まった。世界保健機関（WHO）によると、８８年に３５万人と推計されたポリオ患者は２０１９年に１７５人に減少した。
　▽途上国で接種
　世界で初めて実用化されたのがホルマリン処理でウイルスの病原性をなくした「不活化ワクチン」。米国のジョナス・ソーク博士が開発した。
　さらに効果を高めるために開発されたのが「生ワクチン」。米国のアルバート・セービン博士が生きたウイル

スの病原性を弱めて作った。日本にも輸入され、途上国での接種の標準となった。

ＷＨＯは２０年、自然界にいるウイルスが引き起こすポリオについてアフリカでの根絶を宣言した。残るのはアフガニスタンとパキスタン。政情不安の中、子どもたちへのワクチン接種が続く。

一方、ごくまれに生ワクチンに含まれるウイルスが人の腸内で増殖するうちに病原性を取り戻すことがある。こうした「ワクチン由来ポリオウイルス」の広がりを阻止するため、ＷＨＯは遺伝子操作による新たな生ワクチンを緊急承認し、途上国などでの接種を後押ししている。

▽特許

ただ心配なのがコロナ流行の影響だ。ＷＨＯや民間団体が進める「世界ポリオ根絶計画（ＧＰＥＩ）」は昨年、途上国でのワクチン接種の一時停止を余儀なくされた。経済状況の悪化に伴って先進国の支援が弱まり、ウイルスが拡大することも懸念される。

コロナワクチンを巡っては製薬企業に特許の一時放棄を求める議論も起きている。医薬品の価格が企業主導で決まり、途上国の手に届かなくなる懸念が背景にある。

ポリオワクチンを開発したソーク氏は特許を取得しなかった。テレビのインタビューで「特許は存在しない。太陽に特許は存在しないでしょう」と答えたという。多くの国がポリオを制圧できたのは安価なワクチンが果たした役割が大きい。

世界のコロナ死者は３００万人を超えたが、結核では毎年１４０万人の死者が出続けている。東京大の坂元晴香特任研究員（国際保健）は「先進国にとってコロナは百年に一度の危機かもしれないが、途上国は結核やはしか、ポリオなどの危険な感染症に日常的に直面している。今こそ国際支援の重要性を再認識すべきだ」と訴える。

◇*その他*

・「富岳」3 期連続世界一　スパコンランキング 4 冠

＜共同通信　2021 年 6 月 28 日＞　https://nordot.app/782224705907277824?c=39546741839462401

理化学研究所は 28 日、計算科学研究センター（神戸市）で 3 月から本格稼働しているスーパーコンピューター「富岳」が、計算速度など性能ランキング 4 部門で昨年 6 月、11 月に続き世界一になったと発表した。3 期連続の「4 冠」は世界初。

計算速度ランキング「TOP500」では、富岳は毎秒 44 京 2010 兆回の計算が可能とされ、2 位になった米オークリッジ国立研究所の「サミット」（14 京 8600 兆回）の約 3 倍と差をつけた。富岳は他に▽産業利用で使われる計算の性能▽人工知能（AI）で活用する計算の性能▽ビッグデータを扱う性能―の 3 部門で 1 位に輝いた。

・文科省の民間試験と記述式見送り　大学入試センターが約 6 億円を賠償

＜朝日新聞　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6X6JK2P6XUTIL03V.html

****

[付録]

◇令和２年度「能力開発基本調査」の結果を公表します

＜厚生労働省　2021 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7gme9u6u7-PfgHRY

厚生労働省は、このたび、令和２年度「能力開発基本調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

能力開発基本調査は、国内の企業・事業所と労働者の能力開発の実態を明らかにし、今後の人材育成施策の在り方を検討するための基礎資料とすることを目的に、平成 13 年度から毎年実施しています。

■調査結果のポイント（詳細は、別添の「調査結果の概要」をご覧ください）

【企業調査】

1　教育訓練費用（ＯＦＦ－ＪＴ費用や自己啓発支援費用）を支出した企業は 49.7%（前回 57.5%）。

2　事業内職業能力開発計画の作成を行っている企業は 22.1%（前回 22.9%）。
　職業能力開発推進者の選任を行っている企業は 18.8%（前回 19.8%）。

3　教育訓練休暇制度を導入している企業は 8.8%（前回 8.5%）。
　教育訓練短時間勤務制度を導入している企業は 6.7%（前回 6.4%）。

【事業所調査】
１　計画的なＯＪＴについて、正社員に対して実施した事業所は 56.5%（前回 64.3%）、正社員以外に対して実施した事業所は 22.3%（前回
26.5%）
２　能力開発や人材育成に関して、何らかの問題があるとする事業所は 74.9%（前回 76.5%）。
３　キャリアコンサルティングを行うしくみを、正社員に対して導入している事業所は 37.8%（前回 39.4%）、正社員以外に対して導入している事
業所は 24.9%（前回 27.0%）。
【個人調査】
１　ＯＦＦ－ＪＴを受講した労働者は 29.9%（前回 35.3%）。
・雇用形態別では「正社員」（37.7%）が「正社員以外」（16.3%）より高い。
・性別では「男性」（36.6%）が「女性」（22.7%）よりも高い。
・最終学歴別では「中学・高等学校・中等教育学校」(24.2%)が最も低く、「大学院（理系）」（50.0%）が最も高い。
２　自己啓発を実施した労働者は 32.2%（前回 29.8%）。
・雇用形態別では「正社員」（41.4%）が「正社員以外」（16.2%）より高い。
・性別では「男性」（40.0%）が「女性」（23.6%）よりも高い。
・最終学歴別では「中学・高等学校・中等教育学校」(21.8%)が最も低く、「大学院（理系）」（67.6%）が最も高い。

（参考１）調査結果の概要
https://www.mhlw.go.jp/content/11801500/000796024.pdf
（参考２）用語の説明
https://www.mhlw.go.jp/content/11801500/000796025.pdf
■調査概要と調査対象数
この調査の構成は以下のとおりです。

調査対象	調査対象数	有効回答率	調査内容
企業調査	7,392 企業	56.1%	企業の教育訓練費用など
事業所調査	7,138 事業所	50.6%	事業所の教育訓練状況など
個人調査	29,516 人	25.2%	労働者の能力開発状況など

「企業調査」と「事業所調査」は、常用労働者 30 人以上を雇用している企業・事業所、「個人調査」は、調査対象事業所に属している労働者を対象に実施。
■調査時期
令和２年 12 月１日時点の状況について、企業と事業所は令和２年 12 月１日から令和２年 12 月 31 日までの間に、個人は令和２年 12 月 15 日から令和３年１月 16 日までの間に調査を実施。
■調査方法
厚生労働省から、調査対象企業や事業所には郵送で配布。個人に対しては、事業所票の配布後に事業所へ架電し、調査対象労働者数を算出の上、調査対象事業所を通じて郵送で配布。
回答は、郵送またはオンライン。
（注）新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和元年度調査は、「厚生労働省から、調査対象企業や事業所には郵送で配布。個人に対しては事業
所票回収時に、調査対象事業所を通じて配布。郵送、調査員、またはオンラインにより回収。」という方法であったものを、上記方法へと変更。
********** 以上 **********